

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

経営のグローバル化が進行する状況において、株主をはじめとするすべてのステークホルダー（利害関係者）にとっての企業価値の向上を重視した経営を推進するために、企業倫理と遵法を徹底するとともに、内部統制システムおよびリスク管理システムの整備・強化を推進し、加えて経営の透明性・客観性を確保することを基本的な方針・目的としています。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社は、従来から取締役会と執行機関との機能を分離していますが、取締役会と執行機関の役割をより明確化するために、2003年4月より執行役員制を導入し、よりスピーディーに事業の戦略立案・実行が可能な体制としました。取締役会の機能は、株主利益を代表し企業価値を最大化するために、①経営の基本方針の決定、②執行部の立案する事業の基本戦略の審議・決定、③グループ経営の監督・評価等を中心とすると明確化しています。

■報酬委員会および指名委員会

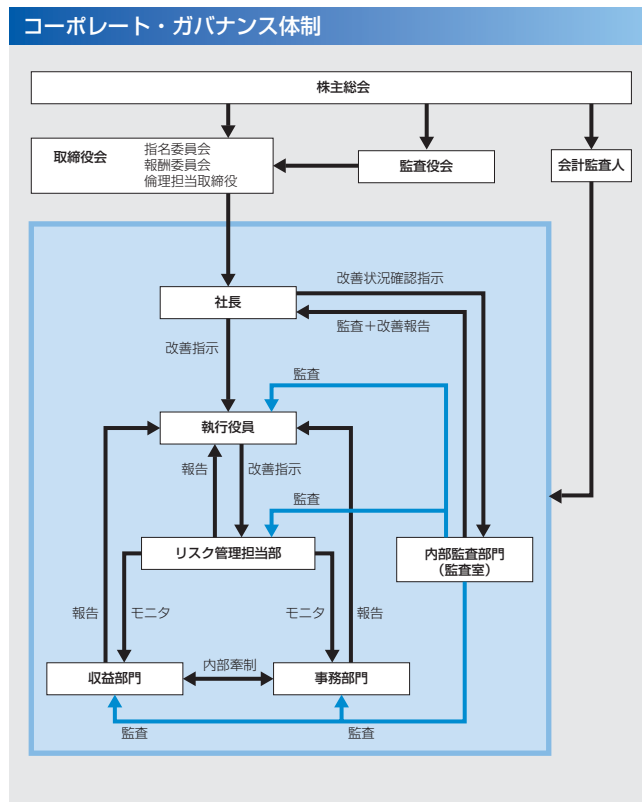
取締役社長の報酬を決定する報酬委員会と、取締役社長を除く取締役3名により構成され、株主総会で選任される取締役候補者の選定および取締役会で選任される取締役社長候補者の選定等を行う指名委員会をそれぞれ取締役会のなかに設置し、当社独自の体制により、充実したガバナンス向上を目指しています。

■その他の取り組み

株主重視の経営のもと、株主に対する透明性が重要であるとの視点に立ち、代表取締役2名の個別報酬を株主総会の招集通知にて開示しています。

2002年6月開催の定時株主総会において、経営環境の変化に迅速に対応し、経営責任をより一層明確に示す体制とするため、取締役の任期を2年から1年に変更しました。

なお、コーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりです。



■内部統制システムおよびリスク管理体制の整備の状況

当社は、高い水準での企業倫理を保持するとともに法律、国際的なルールを遵守して行動することを第一義と考えており、倫理担当取締役を任命するとともに倫理基準を制定し、企業倫理の徹底に取り組んでいます。

また、内部統制システムおよびリスク管理体制の整備の重要性を再認識し、監査室にこうした観点に立った内部監査機能を充実させていくとともに、総務部内にビジネスリスク、オペレーションリスクなどの危機管理対策を遂行する部署を設置し、それぞれのリスクに対する必要な社内規程類の整備および教育・啓蒙活動などを実施しています。